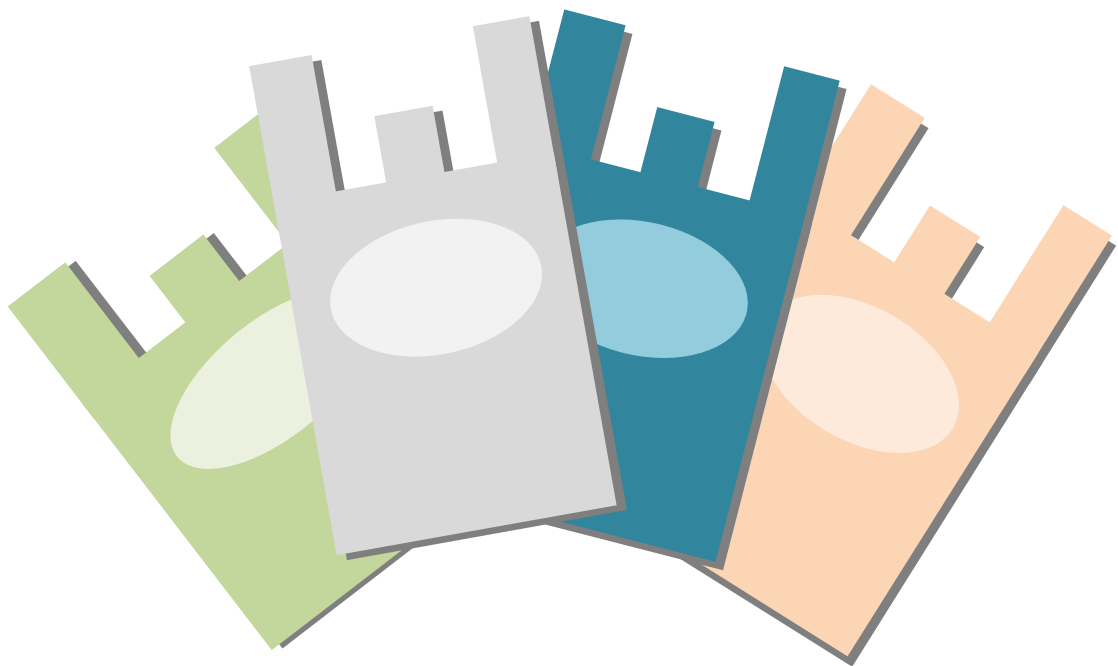


八王子市 ごみ袋販売の手引き



令和7年（2025年）8月

八王子市

目 次

＜はじめに＞	2
1 指定収集袋等取扱店について	2
2 指定収集袋等の販売にあたっての注意事項	2
3 指定収集袋等取扱店に関する事務	3
(1) 指定収集袋等の発注	
(2) 指定収集袋等の配送	
(3) 指定収集袋等の販売	
(4) 不良品対応について	
(5) ごみ処理手数料の納付等	
(6) インボイス（適格請求書）の取扱い	
4 各種届出	7
5 一般家庭の「し尿収集処理手数料」について	8
6 問い合わせ先	8

＜資料＞

JAN・ITFメーカーコード表	9
料金表	10
本体価格表	11
八王子市指定収集袋等料金表（販売カウンター等掲示用）	11
八王子市指定収集袋等発注書	12
変更届（要綱第5号様式）	13
廃止届（要綱第7号様式）	14

＜要綱＞

八王子市指定収集袋及び粗大ごみ処理券取扱店要綱	15
-------------------------	----

＜協力会規約＞

八王子市指定収集袋収納事務協力会規約	18
--------------------	----

くはじめに＞

八王子市は、家庭ごみの減量を目的に、家庭用指定収集袋による戸別収集を実施しています。合わせて、少量排出事業者のために事業系指定収集袋による戸別収集も実施しています。また、一般家庭の粗大ごみ収集及びし尿収集はポイント・シール制を導入しています。

これらの制度を市民の皆さまに御利用いただくために、指定収集袋及び粗大ごみ処理券（以下「指定収集袋等」という。）を販売する取扱店の募集を行い、「八王子市指定収集袋及び粗大ごみ処理券取扱店要綱」（以下「要綱」という。）に基づき取扱店を指定させていただきます。

今後、この手引きに従って、指定収集袋等の確実かつ正確な取り扱いをよろしくお願いいたします。

1. 指定収集袋等取扱店について

（１）指定収集袋等取扱店とは

本市から指定を受け、協定を取り交わした小売店をいう。

（２）主な業務

- ①指定収集袋等の販売及び在庫管理
- ②ごみ処理手数料の納付

（３）取扱店の表示

取扱店ステッカーを店頭の見やすい場所に掲示してください。

※初回の指定収集袋等の納品時にお渡ししています。

（４）指定収集袋等の料金表示の掲示

販売カウンター等にP11「八王子市指定収集袋等料金表」を掲示してください。

2. 指定収集袋等の販売にあたっての注意事項

（１）指定収集袋等の販売は、商品の売買ではありません。指定収集袋等の価格は、条例で定める手数料ですので取扱店が値引きしての販売や、景品・粗品等として無料配布することはできません。

（※目的外使用は取扱店の取り消し対象となります）

（２）指定収集袋の販売価格は税込み、粗大ごみ処理券の販売価格は税抜き（非課税）ですので、消費税の取扱いにご注意ください。

（３）指定収集袋等を販売した際は、レジスター等によるレシートの発行をお願いします。また領収書を求められた場合は発行をお願いします。

＜JANコード＞ P9参照

指定収集袋の外袋、家庭用指定収集袋本体、粗大ごみ処理券に表示しています。

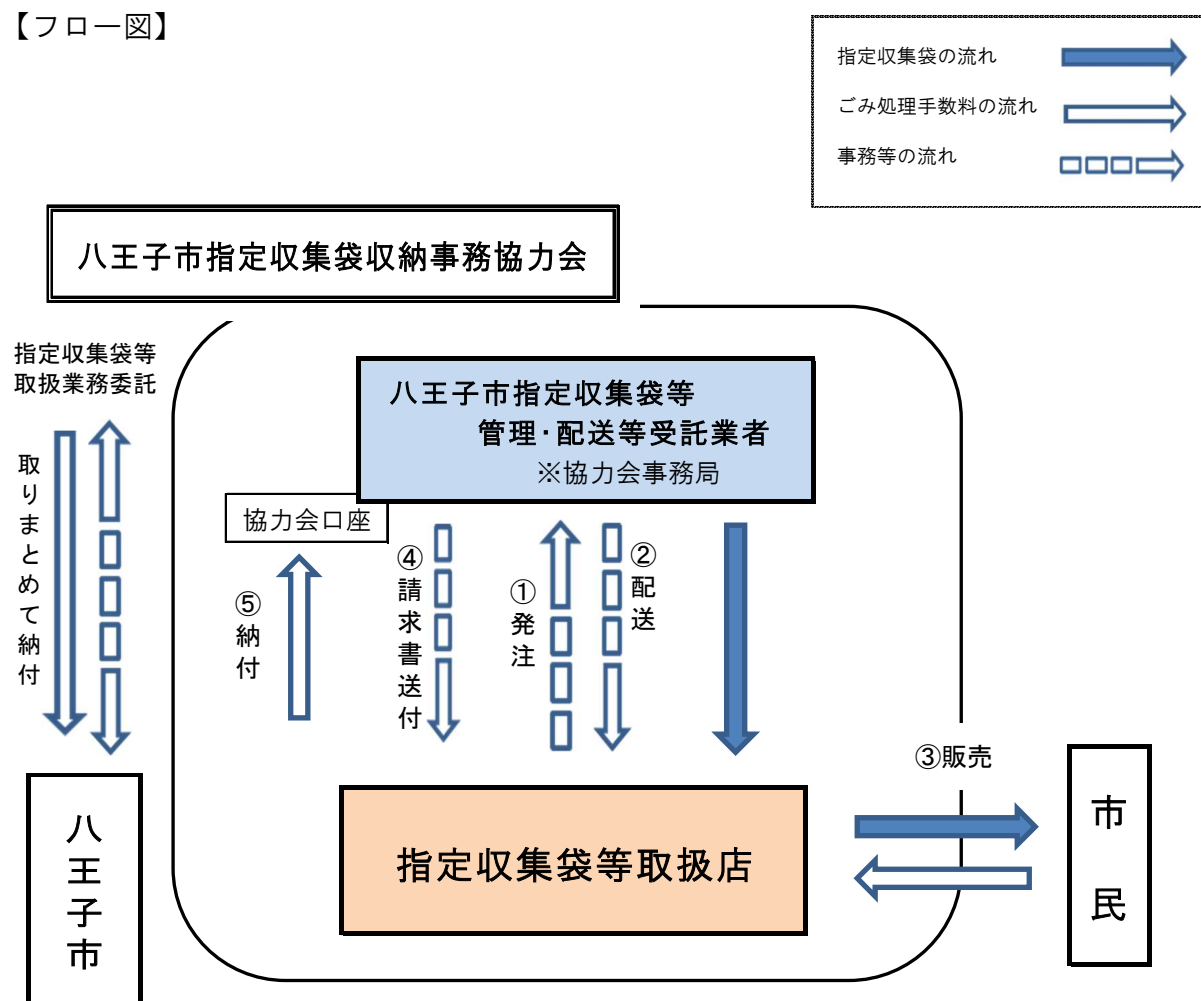
＜ITFコード＞ P9参照

指定収集袋の箱に表示しています。

- (4) 指定収集袋等の適正な管理を怠ったことにより、汚損、破損、紛失及び盗難等した場合にあっては、指定収集袋等の交換及びごみ処理手数料の返納には応じられません。
- (5) インボイス制度により、取扱店は、指定収集袋の販売により得られた金額を課税売上として計上する必要があります。ただし粗大ごみ処理券の販売については非課税売上となります。
- (6) 印紙税法第5条第3号の定めにより、地方公共団体の公金の取扱いをする取扱店は金額にかかわらず、指定収集袋等に係る領収書に収入印紙を貼る必要はありません。

3. 指定収集袋取扱店に関する事務

【フロー図】



◎八王子市指定収集袋収納事務協力会

ごみ処理手数料の確実な収納と効率的な事務執行を目的としてごみ処理手数料の収納に特化した任意団体です。

「八王子市指定収集袋収納事務協力会」は取扱店と協力会事務局を担当する、八王子市指定収集袋等管理・配送等業務受託者（以下「配送センター」という）で組織しています。

(1) 指定収集袋等の発注（図①）

①発注方法

- P12「八王子市指定収集袋等発注書」に必要事項を記入し、配送センターに対してFAXにて発注してください。
- 電話、メールでの発注は出来ません。

配送センター

②発注単位

- 家庭用指定収集袋は、1箱（30組入り）単位です。
- 大袋ばら（1枚）売りは、1箱（100枚入り）単位です。
- 粗大ごみ処理券は、1セット（10枚入り）単位です。
- 事業系指定収集袋は、1箱（20組入り）単位です。

③発注受付時間

- 各取扱店からのFAX発注は、24時間受け付けます。
- 発注とりまとめ時間は年末年始、祝日を除き、月曜日から土曜日までの午前9時から午後5時までです。

(2) 指定収集袋等の配送（図②）

- 原則として、午前中の発注については翌日の配送、午後の発注については翌々日の配送となります。ただし年末年始、日曜日、祝日を除きます。
- 配送センターから指定収集袋等を受領する際は、納品された指定収集袋等を確認の上、納品書に受領印を押印し、取扱店控え分を保管してください。

(3) 指定収集袋等の販売（図③）

- 指定収集袋の販売は、全種類1組（10枚入り）単位です。
- 大袋のみ1枚単位での販売も可能ですが、希望制となりますので、販売を開始または中止する際は、「八王子市指定収集袋等取扱店変更届」（第3号様式）を資源循環課まで提出してください。
※八王子市のホームページにて各取扱店の取扱品目をお知らせしています。
- 粗大ごみ処理券の販売は、1枚単位です。
- 「2.指定収集袋等の販売にあたっての注意事項」を遵守してください。
- 指定収集袋等の販売価格は税込です。詳しくはP11「本体価格表」をご覧ください。

(4) 不良品対応について

市民の方から、指定収集袋等の不良品等の持ち込みがあった場合は、その不良箇所を確認し、新品と交換をお願いします。

- 交換の際はできる限り、外装袋の回収をお願いします。
- 購入したことを証明するレシート等の提示を求める必要はありません。他の取扱店で購入したものでも交換をお願いします。
- 交換した指定収集袋等については八王子市で補填します。資源循環課まで御連絡をお願いします。
- 取扱店で不良品等に気付いた場合は、交換しますので、資源循環課まで御連絡をお願いします。

(5) ごみ処理手数料の納付等（図④/図⑤）

①ごみ処理手数料とは

指定収集袋等の価格は、条例で定めるごみを処理するための手数料です。この手数料のことをごみ処理手数料としています。また指定収集袋等の販売は、商品の売買ではありません。指定収集袋等を市民に代金と引き換えに交付する行為は、ごみ処理手数料の徴収にあたります。本手引きではこの徴収を便宜上『販売』としています。

②取扱委託料

取扱委託料が取扱店の利益となります。詳しくはP11「料金表」をご覧ください。なお、取扱委託料は課税売上として計上する必要がありますので御注意ください。

③納付金額について

ごみ処理手数料の納付は、指定収集袋等の発注実績に基づき、納付していただく「買取方式」となります。ただし、納付金額は販売価格から取扱委託料を、差引いた金額となります。

（参考）納付金額の計算式

$$\text{納付金額} = \left\{ \frac{\text{販売価格（税込）}}{\text{＜ごみ処理手数料/税込＞}} - \frac{\text{委託単価} \times (1 + \text{税率})}{\text{＜取扱委託料/税込＞}} \right\} \times \text{発注箱数}$$

（例）小袋を10箱発注した場合

$$¥49,470 = \left\{ ¥5,400 - \frac{¥412 \times (1 + 0.1)}{\text{取扱委託料は¥453（税込）}} \right\} \times 10$$

④納付方法について

口座振込もしくは代金引換の方法で納付していただきます。

口座振込の場合

- 八王子市指定収集袋収納事務協力会から、翌月5日に請求書を送付します。
※月末締め
- 納付は23日（土曜日、日曜日、祝日の場合は翌営業日）までに協力会口座へ振込みをお願いします。
- 振込手数料は取扱店の御負担をお願いします。
※過剰入金等の返金にかかる振込手数料についても、取扱店の御負担となります。
- 請求月の月末までに納付が確認できなかった場合は、指定収集袋等の配送を一時停止させていただく場合があります。納付の確認が取れ次第、配送を再開します。

銀行名支店名	
番号	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

代金引換の場合

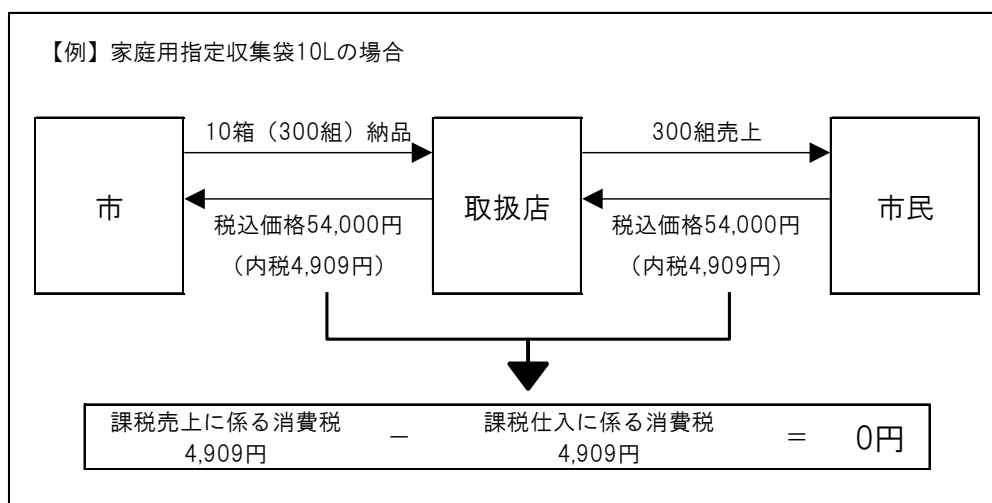
指定収集袋等と引換えに、配送センターに納付金額をお支払いください。

(6) インボイス（適格請求書）の取扱い

①八王子市から取扱店へのインボイスの交付について

- 配送センター（協力会事務局）が八王子市に代わりインボイスを交付します。
インボイス制度で規定されている代理交付に当たるため、適格請求書発行事業者は八王子市です。
- 納品があった取扱店には一律交付いたしますので、インボイスの交付の希望についてお申し出いただく必要はありません。
- 納品の都度、交付します。八王子市の適格請求書発行事業者登録番号が記載されている「指定収集袋等納品書」という書類がインボイスです。
- 本来粗大ごみ処理手数料は課税対象（10％）ですが、粗大ごみ処理券の販売については消費税法上の物品切手等の譲渡に該当し非課税取引であるとの見解が国から示されています。そのため、粗大ごみ処理券のみを納品した場合、インボイスは交付しません。指定収集袋と粗大ごみ処理券両方を納品した場合はインボイスを交付しますが、粗大ごみ処理券は非課税対象として記載します。

- 八王子市からのインボイスに記載する金額は、税務署からの指示に基づき、取扱委託料を差引く前の金額（指定収集袋の価格）で記載します。そのため、市民へ指定収集袋を販売して生じた消費税額と相殺することとなります。



②取扱店から市民（指定収集袋等購入者）へのインボイスの交付について

- 家庭用一般廃棄物指定収集袋は、個人の方が一般家庭からごみを排出する際に利用するものであり、消費税仕入税額控除の対象外であるため、インボイスの交付は不要です。
- 事業系廃棄物指定収集袋は、事業者（個人事業主・法人）が事業で発生したごみを排出するために購入します。そのため、購入者からインボイスの交付を求められることがあります。適格請求書発行事業者として登録している取扱店におかれましては、インボイス制度に則り、適切にインボイスを作成・交付してください。
- 適格請求書発行事業者でない取扱店については、購入者に対してインボイスを交付できませんのでご注意ください。
- 本来粗大ごみ処理手数料は課税対象（10%）ですが、粗大ごみ処理券の販売については消費税法上の物品切手等の譲渡に該当し非課税取引であるとの見解が国から示されています。そのため、粗大ごみ処理券のみの販売は非課税取引でありインボイス交付の対象外です。もし事業系廃棄物指定収集袋等の課税対象品と粗大ごみ処理券を同時に販売した場合は、インボイス交付の対象となりますが、粗大ごみ処理券は非課税対象として記載することとなります。

4. 各種届出

【提出先】 八王子市環境部資源循環課

●取扱品目の変更、請求書送付先の変更、取扱店の移転等があった場合
P13「八王子市家庭用指定収集袋等取扱店指定変更届」（要綱第5号様式）

●指定収集袋等の取扱いを廃止する場合
P14「八王子市家庭用指定収集袋等取扱店廃止届」（要綱第7号様式）

～取扱い廃止に伴う在庫分の清算～

＜清算単位＞

- ・ 指定収集袋 ⇒ 組数単位
- ・ 大袋ばら（1枚）及び粗大ごみ処理券 ⇒ 枚数単位

5. 一般家庭の「し尿収集処理手数料」について

一般家庭の「し尿収集処理手数料」を粗大ごみ処理券(500円券)で徴収しています。

一般住宅し尿処理手数料

1便槽1回につき4,000円（500円券×8枚）

※賃貸やアパート等にお住まいの方は申請により2,000円（500円券×4枚）

問い合わせ先

八王子市環境部下水道課 電話 042-656-2281

6. 問い合わせ先

●指定収集袋等の発注、ごみ処理手数料の納付、収納事務協力会などについて

八王子市指定収集袋収納事務協力会事務局（配送センター）

●取扱店指定変更届、廃止届について

八王子市環境部資源循環課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話：042-620-7256 F A X：042-626-4506

JAN・ITF メーカーコード表

●家庭用指定収集袋

種 類		JANコード (1組外装袋)	ITFコード (1箱30袋)	販売価格[税込] (1組)
可燃	ミニ袋 (5リットル)	4929221000018	14929221000015	90円
	小袋 (10リットル)	4929221000025	14929221000022	180円
	中袋 (20リットル)	4929221000032	14929221000039	370円
	大袋 (40リットル)	4929221000049	14929221000046	750円
	大袋ばら (40リットル)	4929221000544	14929221000541	75円
不燃	ミニ袋 (5リットル)	4929221000087	14929221000084	90円
	小袋 (10リットル)	4929221000056	14929221000053	180円
	中袋 (20リットル)	4929221000063	14929221000060	370円
	大袋 (40リットル)	4929221000070	14929221000077	750円
	大袋ばら (40リットル)	4929221000575	14929221000572	75円

●粗大ごみ処理券

種 類	JANコード (1枚処理券本体)	販売価格[非課税] (1枚)
粗大ごみ処理券(500円券)	4929221001015	500円
粗大ごみ処理券(100円券)	4929221001022	100円

●事業系指定収集袋

種 類	JANコード (1組外装袋)	ITFコード (1箱20袋)	販売価格[税込] (1組)
可燃10リットル	4929221002012	14929221002019	650円
可燃20リットル	4929221002029	14929221002026	1,300円
不燃20リットル	4929221002036	14929221002033	1,300円

料金表

●家庭指定収集袋

種 類		発注単位	販売価格[税込]	納付金額 (仕入価格)	取扱委託料[税込] (10%)	委託単価
可燃 不燃	ミニ袋 (5リットル)	1 箱 (30組)	2,700円	2,474円	226円	206円
	小袋 (10リットル)	1 箱 (30組)	5,400円	4,947円	453円	412円
	中袋 (20リットル)	1 箱 (30組)	11,100円	10,170円	930円	846円
	大袋 (40リットル)	1 箱 (30組)	22,500円	20,614円	1,886円	1,715円
	大袋ばら (40リットル)	1 箱 (100枚)	7,500円	6,871円	629円	572円

●粗大ごみ処理券

種 類	発注単位	販売価格[非課税]	納付金額 (仕入価格)	取扱委託料[税込] (10%)	委託単価
粗大ごみ処理券 (500円券)	1セット (10枚)	5,000円	4,581円	419円	381円
粗大ごみ処理券 (100円券)	1セット (10枚)	1,000円	916円	84円	77円

●事業系指定収集袋

種 類	発注単位	販売価格[税込]	納付金額 (仕入価格)	取扱委託料[税込] (10%)	委託単価
可燃10リットル	1 箱 (20組)	13,000円	11,910円	1,090円	991円
可燃20リットル	1 箱 (20組)	26,000円	23,821円	2,179円	1,981円
不燃20リットル	1 箱 (20組)	26,000円	23,821円	2,179円	1,981円

本体価格表

種 類		販売価格	本体価格	消費税額
【家庭用】 可燃ごみ及び不燃ごみ 専用指定収集袋	ミニ袋 ５リットル (10枚1組)	90円 [税込]	82円	8円
	小 袋 10リットル (10枚1組)	180円 [税込]	164円	16円
	中 袋 20リットル (10枚1組)	370円 [税込]	337円	33円
	大 袋 40リットル (10枚1組)	750円 [税込]	682円	68円
	大袋ばら 40リットル (1枚)	75円 [税込]	69円	6円
粗大ごみ処理券	100円券 (1枚)	100円 [非課税]	100円	0円
	500円券 (1枚)	500円 [非課税]	500円	0円
【事業系】 可燃専用指定収集袋	10リットル (10枚1組)	650円 [税込]	591円	59円
	20リットル (10枚1組)	1,300円 [税込]	1,182円	118円
【事業系】 不燃専用指定収集袋	20リットル (10枚1組)	1,300円 [税込]	1,182円	118円

※消費税額は最小購入単位（組・枚）当たりの目安金額です。インボイスの作成等に際しては、消費税関係法令に基づき消費税額を算出してください。

八王子市指定収集袋等料金表（販売カウンター等掲示用）

種 類		販売価格	
【家庭用】 可燃ごみ及び不燃ごみ 専用指定収集袋	ミニ袋 ５リットル	90円 (10枚1組)	[税込]
	小 袋 10リットル	180円 (10枚1組)	[税込]
	中 袋 20リットル	370円 (10枚1組)	[税込]
	大 袋 40リットル	750円 (10枚1組)	[税込]
	大袋ばら 40リットル	75円 (1枚)	[税込]
粗大ごみ処理券	100円券	100円 (1枚)	[非課税]
	500円券	500円 (1枚)	[非課税]
【事業系】 可燃専用指定収集袋	10リットル	650円 (10枚1組)	[税込]
	20リットル	1,300円 (10枚1組)	[税込]
【事業系】 不燃専用指定収集袋	20リットル	1,300円 (10枚1組)	[税込]

第5号様式（第10条関係）

八王子市家庭用指定収集袋等取扱店指定変更届

年 月 日

八王子市長 殿

会社名

代表者名

八王子市指定収集袋及び粗大ごみ処理券取扱店要綱第10条の規定により、下記のとおり届出いたします。

記

変更項目	※ 変更のある項目のみご記入ください。			
会社情報	所在地	〒	名 称	
			電話番号	
取扱店情報	所在地	〒	名 称	
			電話番号	
			FAX 番号	
事務担当者			電話番号	
希望制 取扱品目	家庭用指定収集袋大袋（40L）のばら売り （希望する ・ 希望しない）			
	粗大ごみ処理券の販売 （希望する ・ 希望しない）			
納付方法	該当するものに○をつけてください。 ① 振込 ② 代引き ※振込希望の場合は、請求書送付先を必ずご記入ください。			
※ 請求書 送付先	〒		名 称	
			電話番号	
その他				

第7号様式（第11条関係）

八王子市家庭用指定収集袋等取扱店廃止届

年 月 日

八王子市長 殿

会 社 名

代表者名

八王子市家庭用指定収集袋等の取扱店を廃止したいので、八王子市指定収集袋及び粗大ごみ処理券取扱店要綱第11条の規定により、下記のとおり届出いたします。

1. 廃止日

年 月 日

2. 廃止理由

八王子市指定収集袋及び粗大ごみ処理券取扱店要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年条例第18号）に規定する、指定収集袋及び粗大ごみ処理券（以下「指定収集袋等」という。）による有料収集に係る廃棄物処理手数料（以下「ごみ処理手数料」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項に基づく収納事務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において八王子市指定収集袋等取扱店（以下「取扱店」という。）とは、ごみ処理手数料の徴収について八王子市会計事務規則（昭和39年規則第7号）第42条に規定する収入事務の委託を受けた八王子市指定収集袋収納事務協力会（以下「協力会」という。）を構成する小売店をいう。

(取扱店の事務)

第3条 取扱店は、八王子市（以下「市」という。）の区域内及びその周辺部において、ごみ処理手数料と引換えに指定収集袋等の交付を行い、自らが所属する協力会指定の金融機関口座に払い込むものとする。

(取扱店の資格要件)

第4条 取扱店は以下に掲げるすべての要件を備えているものとする。

- (1) 日用雑貨等の販売業務を営んでいること。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 法人については、法人市民税及び固定資産税並びに軽自動車税を、個人については、市・都民税及び固定資産税並びに軽自動車税を滞納していないこと。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (3) ごみ処理手数料収納の適正な事務処理及び指定収集袋等の厳正な管理ができること。
- (4) 八王子市暴力団排除条例第2条第1項及び第2項に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。

(取扱店の申請)

第5条 取扱店の指定を受けようとするものは、八王子市家庭用指定収集袋等取扱店申請書（第1号様式）、または八王子市事業系指定収集袋取扱店申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(決定通知等)

第6条 市長は前条の規定により申請があったときは、速やかに取扱店の指定の可否を決定し、八王子市家庭用指定収集袋等取扱店決定（却下）通知書（第3号様式）または八王子市事業系指定収集袋取扱店決定（却下）通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(協定書の取り交わし)

第7条 市長は、前条の規定により取扱店を指定したときは、取扱店と指定収集袋等の交付並びにごみ処理手数料の収納業務について、別に定める協定書を取り交わす。

(協力会の結成)

第8条 市と協定書を取り交わした取扱店は協力会を組織する。

(取扱店の責務)

第9条 取扱店は、次に掲げる事務を適正に行わなければならない。

- (1) 指定収集袋等の管理・保管事務
- (2) 指定収集袋等の交付事務
- (3) ごみ処理手数料の収納事務

(変更等の届出)

第10条 取扱店は、指定を受けた内容に変更が生じたときは、速やかに八王子市家庭用指定収集袋等取扱店指定変更届（第5号様式）、または八王子市事業系指定収集袋取扱店指定変更届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(取扱店の廃止)

第11条 取扱店は指定収集袋等の交付並びにごみ処理手数料の収納業務を廃止しようとするときは、速やかに八王子市家庭用指定収集袋等取扱店廃止届（第7号様式）、または八王子市事業系指定収集袋取扱店廃止届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(取扱店の取消)

第12条 市長は、取扱店が次の各号のいずれかに該当するときは、取扱店の指定を取消し、八王子市家庭用指定収集袋等取扱店取消通知書（第9号様式）、または八王子市事業系指定収集袋取扱店取消通知書（第10号様式）により通知するものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 協定書を解除したとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 元年 7 月 16 日から施行する。

八王子市指定収集袋収納事務協力会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協力会は、八王子市指定収集袋収納事務協力会（以下「協力会」という。）という。

(事務所)

第2条 協力会の事務所は第20条に規定する事務局に置く。

第2章 目的及び業務内容

(目的)

第3条 協力会は、八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年八王子市条例第18号）に定めるごみ処理手数料（以下「ごみ処理手数料」という。）の収納及び指定収集袋等（以下「指定袋等」という。）の交付を確実にかつ効率的に行うことを目的とする。

(業務内容)

第4条 協力会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) ごみ処理手数料の市民からの収納、及び指定袋等の市民への交付。
- (2) ごみ処理手数料の八王子市（以下「市」という。）への納付。
- (3) 市と指定収集袋等管理・配送等業務委託契約を締結した者（以下「配送センター」という。）から納品を受けた指定袋等の適正な管理及び保管。

第3章 組織と運営

(会員)

第5条 協力会の会員は、市と家庭用指定収集袋等の取扱いに関する協定、または事業系指定収集袋の取扱いに関する協定を締結した小売店及び配送センターとする。

(会費)

第6条 会費は徴収しない。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が協定を解除、又は解除されたときは、その資格を喪失する。

(役員)

第8条 協力会に会長及び副会長を置く。

(役員の選任)

第9条 会長及び副会長は、協力会の会員の中から選ぶものとする。

(役員の職務)

第10条 会長は、会務を総理し、協力会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(役員の任期)

第11条 協力会の役員の任期は5年とし、再任を妨げない。ただし、特別な事由が生じた場合はその限りでない。

2 欠員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 役員は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、会員をもって構成する。

(開催)

第13条 会長が必要と認めたときは、総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は会長が招集する。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長が務める。

(定足数)

第16条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(基本的事項の審議)

第17条 協力会の運営における基本的事項については、総会にて諮るものとする。

(議決)

第18条 総会における議事は、この規約に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第19条 会員の表決権は平等なものとする。

2 総会に出席できない会員は、会長を代理人として表決を委任するものとする。

3 前項の規定により表決した会員は、第16条、第18条及び第23条の適用については、総会に出席したものとみなす。

第5章 事務局

(事務局の設置)

第20条 ごみ処理手数料の取りまとめや、総会の準備・運営等、協力会の事務を処理するため事務局を置く。なお、事務局は配送担当がこれにあたるものとする。

第6章 会計

(会計管理)

第21条 協力会の会計は事務局が担当する。

(会計年度)

第22条 協力会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 規約の変更

(規約の変更)

第23条 協力会が規約を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数によるものとする。

第8章 雑則

(責任の分担)

第24条 この事務に係る責任については、各構成員の瑕疵による場合を除き、協力会の構成員が等しくこれを負うものとする。

(口座)

第25条 ごみ処理手数料を管理するため、金融機関に協力会名義の口座を開設し、これを事務局が管理する。

(細則)

第26条 この規約の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成16年 8月12日から施行する。

附 則

平成21年 5月26日 改正

附 則

平成23年 2月 3日 改正

附 則

平成26年 8月 1日から施行する（平成26年 7月28日 改正）

附 則

令和 元年 7月 18日 改正

